

## お詫びと訂正

### 『改訂 休眠担保権に関する登記手続と法律実務』

本書に、下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、謹んで下記のとおり訂正と補足をさせていただきます。

日本加除出版株式会社

記

- 45 頁 下から 9 行目  
(誤) 休眠探検者 → (正) 休眠担保権者
- 46 頁 上から 5 行目  
(誤) 午後11時 → (正) 午前11時
- 50 頁 上から 4 行目  
(誤) 不動産所有者 → (正) 抵当権者
- 53 頁 上から 9 行目  
(誤) 分らない → (正) 分らない
- 57 頁 下から 6 行目  
(誤) 承継する。 → (正) 承継される。
- 64 頁 下から 7 行目～10 行目  
(誤) 代表者の代理権限が消滅した旨及びそのものが代表権を有していた時期を下記のように明示する(平6・1・14民三第366号民事第三課長通知(回答),平成5年度首席登記官会同における質疑第2.2)。  

登記義務者の代表者の代 <u>理</u> 権限は消滅している。代理権限を有していた時期は平成〇年〇月〇日から平成△年△月△日である。
--

↓

(正) 代表者の代表権限が消滅した旨及びそのものが代表権を有していた時期を下記のように明示する必要があったが(平6・1・14民三第366号民事第三課長通知(回答),平成5年度首席登記官会同における質疑第2.2),平27・10・23民二第512号民事局長通達により,改正不動産登記令,改正不動産登記規則施行後(平成27年11月2日以後)は,会社法人番号等を記載し,代表権が消滅している旨を記載する扱いとなった(登研820号103頁~113頁)。

(平成27年11月1日まで)

登記義務者の代表者の代表権限は消滅している。代表権限を有していた時期は平成〇年〇月〇日から平成△年△月△日である。

(平成27年11月2日以後)

登記義務者の代表者の代表権限は消滅している。

■ 81頁 上から4行目

(誤) 共同申請 → (正) 共同抹消

■ 99頁 下から8・9行目, 168頁 上から13行目, 185頁 上から8行目, 444頁 上から1~12行目, 445頁 上から2行目, 536頁 上から13行目, 583頁 上から10行目

(誤) 弁済日 → (正) 弁済期

■ 156頁 下から12行目

(誤) 年月日ものが → (正) 年月日そのものが

■ 187頁 下から10行目

(誤) 複数など → (正) 複数の場合など、

■ 189頁 下から7~9行目

(誤)  $100 \text{円} \times 0.06 \times (90 \text{年} + 267 \text{日} / 366 \text{日}) = 544.3770 \text{円}$   
供託金額: 元金 100円 + 利息 68.5972円 + 損害金 544.3770円  
= 712.9742円  $\approx$  713円

↓

(正)  $100 \text{ 円} \times 0.06 \times (90 \text{ 年} + 267 \text{ 日} / 365 \text{ 日}) = 544.3890 \text{ 円}$   
供託金額：元金 100 円 + 利息 68.5972 円 + 損害金 544.3890 円  
= 712.9862 円  $\approx$  713 円

■ 193 頁 下から 9・10 行目

(誤) 日 0.25% → (正) 0.025%

(誤) 損害金：日 0.25% → (正) 0.025%

■ 194 頁 下から 1 行目

(誤) 及び、利息から → (正) 及び利息が

■ 206 頁 上から 5 行目

(誤) ソフトに作り直す → (正) ソフトを作り直す

■ 207 頁 上から 5 行目

(誤) あつため → (正) あつたため

■ 208 頁 下から 1 行目

(誤) 名称だか → (正) 名称だが

■ 249 頁 上から 12 行目、250 頁 下から 11 行目

(誤) あること判明 → (正) あることが判明

■ 279 頁 下から 6 行目

(誤) 変更をできる → (正) 変更ができる

■ 282 頁 下から 13 行目、294 頁 下から 9 行目

(誤) 供託書窓口 → (正) 供託所窓口

■ 290 頁 上から 13 行目

(誤) 供託所書面正本 → (正) 供託書書面正本

■ 292 頁 上から 2 行目 (3 文字目)

(誤) 供託書 → (正) 供託所

■ 294 頁 下から 10 行目

(誤) 供託書が正本が発行され → (正) 供託書正本が発行され

■ 340 頁 下から 5 行目

(誤) 所在・法人名 → (正) 所在地・法人名

■ 350 頁 下から 4 行目

(誤) 公示示催告 → (正) 公示催告

■ 395 頁 下から 13 行目、400 頁 上から 1 行目

(誤) 権利者行方不明 → (正) 権利者が行方不明

■ 417 頁 下から 6～7 行目

(誤) ※ 農工銀行が存続するときに抹消した場合は、基本的にみずほ銀行代表者の印鑑証明書も必要になる。

↓

(正) ※ 権利証がない事案で事前通知を行う場合、会社法人等番号の記載があれば、みずほ銀行代表者の印鑑証明書は必要ない。これは平 27・10・23 民二第 512 号民事局長通達により改正された運用であり、従来は農工銀行が存続するときに抹消した場合は、基本的にみずほ銀行代表者の印鑑証明書も必要であった。

■ 418 頁 (例 111) , 420 頁 (例 112) , 421 頁 (例 113)

添付情報

(誤) 登記法人等番号 → (正) 会社法人等番号

■ 453 頁 下から 2 行目

(誤) 所得できず → (正) 取得できず

■ 466 頁 上から 5 行目

(誤) てもしても、会社 → (正) ても、会社

■ 490 頁 上から 9 行目

(誤) みなし解散した日時に → (正) みなし解散した日に

■ 497 頁 上から 10 行目 (例 127)

(誤)

1. 登記の事由解散 昭和○年○月○日清算人及び代表清算人の選任  
↓

(正)

1. 登記の事由解散

昭和○年○月○日清算人及び代表清算人の選任

■ 503 頁 上から 10 行目

(誤) 破産関税人 → (正) 破産管財人

■ 519 頁 下から 1 行目, 521 頁 下から 3 行目

(誤) 事前申請 → (正) 事前通知

■ 523 頁 上から 4 行目

(誤) 本人申出 → (正) 本人申立て

■ 525 頁 上から 13 行目

(誤) 印鑑証証明書 → (正) 印鑑証明書

■ 582 頁 上から 2 行目

(誤) 清算結了終了後 → (正) 清算結了後

■ 613 頁 下から 1 行目

(誤) 行ったらどうか → (正) 行ったらよいか

■ 700 頁 下から 6 行目

(誤) 債券成立の日 → (正) 債権成立の日

以上